

羽教総発第 94 号  
令和5年2月24日

羽生市立学校適正規模審議会 御中

羽生市教育委員会



羽生市立学校適正規模審議会規程第2条の規定により、下記の事項について  
答申をいただきたく諮問いたします。

記

- 1 濟問事項 羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針  
について
- 2 濟問内容 西・南中学校区の小学校の再編成に関する基本方針案の  
作成
- 3 濟問の理由 別紙のとおり

別 紙

(諮問の理由)

羽生市立学校適正規模審議会の答申（令和3年11月8日）を受け、羽生市教育委員会が令和4年3月に策定した「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」では、西・南中学校区の小学校の再編成については、「検討を継続することとし、令和4年度から新たな羽生市立学校適正規模審議会を立ち上げ、令和6年度末を目途に基本方針を示せるようにします。」としています。当初の基本方針案では、具体的な適正規模・適正配置の計画案がありましたが、地域や保護者の皆様から様々な御意見をいただいたため、案を修正し、前述のとおり、検討を継続することとなったものです。

のことから、適正規模・適正配置の基本的な考え方である「望ましい学級数の維持（クラス替えが可能な規模）」「小中一貫教育の推進及び義務教育学校の設置」「学校施設の集約」に基づき、西・南中学校区の小学校の再編成に関する基本方針案を作成することについて、諮問するものです。